

# 『下水道使用料』改定のお知らせ



## ～ 5月検針分から下水道使用料が改定されます～

町民の皆様から納められた下水道使用料は、家庭や事業所から出る汚水をきれいな水にするための下水処理場や下水道管などの維持管理費に使われていますが、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加などにより下水道使用料で維持管理費を賄っていない状況です。

このため、適正な下水道使用料のあり方について検討を重ね平成18年11月2日の議会、地方分権・行財政改革問題等特別委員会において『最低限度の考え方として下水道使用料で維持管理費の全額を賄う』べく改定を行うことが了承されました。

なお、改定は激変緩和措置として2度に分けて行うことになり、平成19年4月に一度改定をしています。今回は2度目の改定となりますので、その内容についてお知らせしますとともに下水道事業経営の健全化のため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### ◆下水道使用料の改定内容

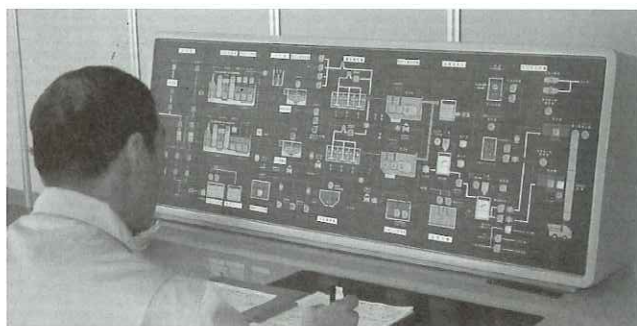
①基本使用料は据え置き

基本水量 8 m<sup>3</sup> まで **1,200円** (税抜き)



②超過料金は1m<sup>3</sup> 当り21円値上げ

現行1m<sup>3</sup> 当り150円から **171円**に値上げ(税抜き)



### ◆1ヵ月当たり使用水量ごとの料金早見表

(税込み)

使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	改定料金 (円)	値上率 (%)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	改定料金 (円)	値上率 (%)
8まで	1,260	<b>1,260</b>	0.00	16	2,520	<b>2,696</b>	6.98
9	1,417	<b>1,439</b>	1.55	17	2,677	<b>2,875</b>	7.40
10	1,575	<b>1,619</b>	2.79	18	2,835	<b>3,055</b>	7.76
11	1,732	<b>1,798</b>	3.81	19	2,992	<b>3,235</b>	8.12
12	1,890	<b>1,978</b>	4.66	20	3,150	<b>3,414</b>	8.38
13	2,047	<b>2,157</b>	5.37	30	4,725	<b>5,210</b>	10.26
14	2,205	<b>2,337</b>	5.99	40	6,300	<b>7,005</b>	11.19
15	2,362	<b>2,516</b>	6.52	50	7,875	<b>8,801</b>	11.76

#### 〈料金の計算例〉

一般家庭で1ヵ月に20m<sup>3</sup> 使用の場合

○ 基本料金 8m<sup>3</sup> まで 1,200円…①

○ 超過水量 20m<sup>3</sup> - 8m<sup>3</sup> = 12m<sup>3</sup>

○ 超過料金 12m<sup>3</sup> × 171円 = 2,052円…②

(①+②) × 105/100 (消費税) = **3,414円**



★一般家庭の月平均使用量20m<sup>3</sup>の場合、1日当たり約110円で、し尿と生活排水の全てをきれいな水に浄化して自然に戻すことができます。

# ◆ 下水道特別会計の状況

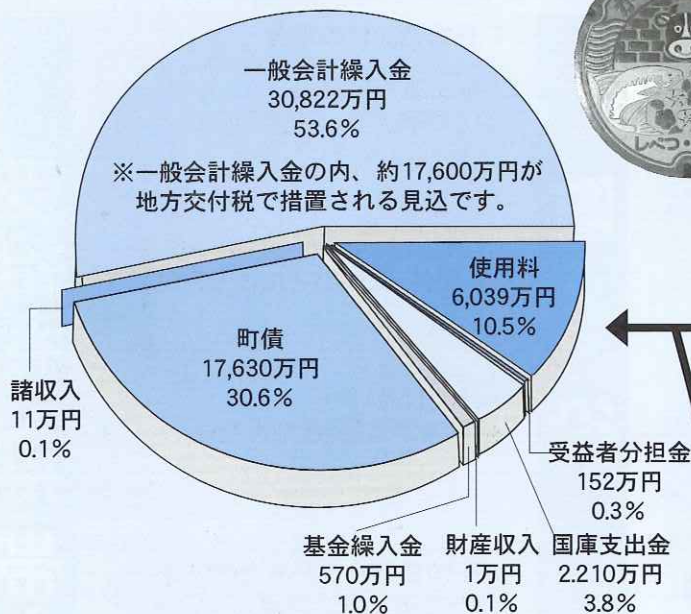
平成20年度《予算》の歳入と歳出



## 〈歳入〉

総額  
57,435万円

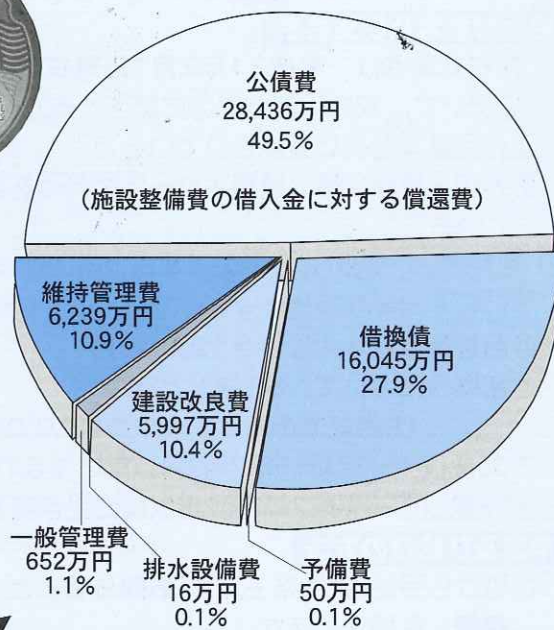
### 〈歳入内訳〉



## 〈歳出〉

総額  
57,435万円

### 〈歳出内訳〉



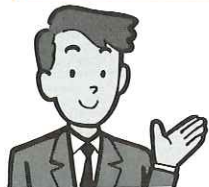
**使用料を値上げして維持管理費の全額を賄います!!**

## ◇◇ 根室管内市町との料金比較 (消費税込み) ◇◇

〈一般家庭の月平均20m<sup>3</sup>使用の場合〉

標津町		中標津町	別海町	根室市
現行	3,150円	3,633円	3,208円	4,116円
改定後	3,414円			

街が清潔になる



~~~~~ 清らかな水環境を次世代へ引き継いでいくために  
下水道事業へのご理解とご協力をお願いします。~~~~~

●●● お問い合わせは 役場建設水道課 (電話 82-2131) まで ●●●